

この「お知らせ」は、平成23年10月18日付、事業主宛に送付したものです。

## 被扶養者の資格確認（検認）の実施について（お知らせ）

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、被扶養者の資格確認（検認）につきましては、健康保険法施行規則第50条に基づき、定期的に認定状況を確認することとされており、被扶養者の方の保険診療等が適正に行われるためにも必要な事務処理となります。

つきましては、下記により被扶養者の資格確認（検認）を行いますので、事業主殿及び事務担当者殿のご協力をお願い申し上げます。

### 記

1. 対象者 現在、被扶養者として認定されている方で、次に掲げる方を除く方が対象となります。
  - ① 平成23年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方（但し、当該期日以降に当組合に新たに加入となった事業所に係る方は対象となります。）
  - ② 本年4月1日において23歳未満の方※ なお、すべての被扶養者が①又は②に該当する場合は、資格確認（検認）が不要となるため、事業所への現況届の送付はありません。
2. 現況届等発送 平成23年12月19日（月）
3. 提出期限 平成24年1月31日（火）
4. 提出書類 検認用健康保険被扶養者現況届（異動届）及び別紙、添付書類一覧表の該当する項目の書類

### ※ お願い

現在、被扶養者の方で他の健康保険に加入されている方は、被扶養者異動届に当組合発行の健康保険被保険者証（保険証）を添付のうえ、事前に削除の届出をお願いいたします。

なお、お手数ではありますが現在加入されております健康保険被保険者証等の写も添付していただきますよう重ねてお願いいたします。

お問い合わせにつきましては、当組合 業務部 業務一課 ☎03-3834-7213 までお願いいたします。